

○ 地域包括ケアの推進に係る課題についての市町村意見照会結果

	意 見	市町村数
①	多職種・機関の連携が困難	27
②	地域包括ケアシステムの構築方法がはつきりしていない	23
③	地域の医療資源・介護資源が十分でない	9
④	その他	13

3 国の動き

(介護保険法の改正等)

- 介護保険法改正（平成 23 年 6 月成立。平成 24 年 4 月全面施行）において、地域包括ケアの推進に関する規定が設けられた。

介護保険法第 5 条第 3 項：国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

- 地域包括ケアを推進するため、24 時間対応の定期巡回・随時対応サービスやサービス付高齢者住宅などが新たに創設された。

(社会保障と税の一体改革)

- 社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月閣議決定）における医療・介護等の改革の柱の一つとして地域包括ケアシステムの構築が位置付けられた。

社会保障・税一体改革大綱抜粋：できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す地域包括ケアシステム（医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携した要介護者等への包括的な支援）の構築に取り組む。

(診療報酬・介護報酬改定)

- 平成 24 年 4 月の診療報酬・介護報酬同時改定においては、医療と介護の連携や在宅重視の改定がなされた。

(在宅医療・介護あんしん 2012)

- 厚生労働省は、平成 24 年度を「在宅医療・介護あんしん 2012」として、多職種協働による在宅チーム医療の推進のための人材育成や在宅医療連携拠点事業など、在宅医療・介護の推進に向けたさまざまな施策を打ち出すとともに、省内に「在宅

医療・介護推進プロジェクトチーム」を設置している。

4 本県の動き

(1) あいの地域包括ケアを考える懇談会

- 本県における地域包括ケアのあり方を検討するため、平成24年6月に、医療、介護・福祉関係者、市町村代表者、有識者、NPO法人等を構成員とする本懇談会（「あいの地域包括ケアを考える懇談会」（以下「懇談会」という。））が設置された。
- 平成24年7月、懇談会における論点を基に調査・研究を行うため、医師、訪問看護師、介護支援専門員等を構成員とする「愛知県地域包括ケア推進研究会」（以下「研究会」という。）を設置。
- 県において、平成24年9月に「高齢期に介護が必要となった場合の過ごし方について」の県政世論調査、平成24年12月から平成25年1月にかけて、医療機関、居宅介護支援事業所を対象として医療と介護の連携状況等に関するアンケート調査が実施された。
- こうした結果等を踏まえ、第2回研究会（平成25年2月）、第3回研究会（平成25年3月）、第2回懇談会（平成25年3月）において、本中間報告を取りまとめたところである。

(2) 在宅チーム医療を担う人材の育成

- 医療と介護が連携したサポートを受けられる体制の構築を目指し、医師、看護師、ケアマネジャーなどの医療福祉従事者に対し、チーム医療を展開するための研修が平成24～25年度に実施されている。

(3) 在宅医療連携拠点事業

- 国による「在宅医療連携拠点事業」（在宅医療を提供する機関等を拠点として、地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、ケアマネジャー等の多職種協働による在宅医療の支援体制を構築）が平成24年度に県内4か所（市町村2か所、医療機関2か所）で実施されている。また、平成25年度は県の地域医療再生計画により実施される予定である。